

被扶養者が別居したとき

健康保険の被扶養者となるためには、健康保険法第3条7項により、「被保険者と同一の世帯に属し主として被保険者の収入によって生活していること」が前提となります。

被保険者と被扶養者が別居した場合は、同一の世帯ではなくなるため主として被保険者の収入によりその被扶養者の生活が成り立っているかどうかを確認します。

具体的には、被保険者から被扶養者に対して、毎月生活費としての仕送りが必要となり、証明書類として「仕送り証明」を確認します。

※別居とは「住民票」の住所(番地)が異なることです。

!!すでに「住民票」が別になっている方で、仕送りしていない場合は、別居日で扶養抹消となります。

1.仕送りが必要な主なケース

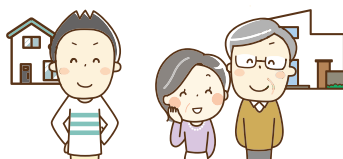
【ケース1】

婚姻解消予定・調停中・不仲による別居



【ケース2】

親と別居



【ケース3】

住宅ローンの関係で「住民票」が別



【ケース4】

学校に通うため一人暮らしをしていたが卒業し、現在一人暮らしを継続しながら就職浪人中



【ケース5】

親族の家の方が学校に近く、親族の家から通学するため別居



【ケース6】

被保険者の通勤の都合による別居
※会社から単身赴任手当が支給されていない場合は仕送りが必要



2. 仕送りの基準について

被扶養者(またはその世帯の方)に収入がある場合、仕送り額がその方の収入を下回る場合は生計維持関係がないと判断します。

少額の仕送りでは「主として被保険者の収入によって生活していること」にはなりませんので、扶養抹消となります。

3. 仕送り方法について

- ①毎月生活費を仕送りすること。
- ②金融機関等を通じて、第三者が見てわかるように「誰から」「誰へ」「いつ」「いくら」振込まれたのか確認できるもの。

※健康保険組合から「仕送り証明」(「振込明細書」など)の提出をお願いしますので、直近1年半年は必ず保管しておいてください。

◎手渡しは認められません。

キャッシングサービスご利用明細

ご利用はご本人のご利用となります。
ご利用の履歴はご利用の履歴として
記録されさせていただきます。

●●●銀行

取引(銀行)	取引(店)	口座番号	
取組店	お取引日	お取引金額	時刻
01234	2025-03-20		14:43
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥234,567	¥540	
お取引後の残高(円)		¥765,432	

振込金受取書

お申込先	電話
●●●銀行	
●●●支店	
普通	012345678
7777	7777
9090	
電話番号	03-0123-4567
取扱番号	0123456

「仕送り証明」が提出できない、仕送りの基準を満たしていない、または事実と相違する場合等は、仕送りが確認できなくなった(基準を満たしていない)月まで遡って扶養抹消となります。また、抹消日以降の医療費についても全額自己負担となり返還していただくことになります。

「年収130万円の壁」と被扶養者認定の
時限措置について

「年収130万円の壁」とは、事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、年収が130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上となった場合のみ、事業主の証明によって被扶養者の認定を可能とする2025年度末までの時限措置になります。

今回の家族資格調査で取得した令和7年度「所得証明書」または「課税非課税証明書」の収入金額が130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上の方は、年収の壁に該当するか否かを下記でご確認いただき、ご対応ください。

令和7年度 課税(非課税)証明書									
氏 名		●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●				住所		〒●●●●●●●●●●	
生 年 月 日		●●●●				性別		●●	
令和7年度 所得証明書									
届出 氏 名						届出 期 間		届出 年 月	
●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●						令和7年 度		令和7年 度	
所得 内 容						所得 金額		所得 税 額	
給与所得						197,450円		12,345円	
退職所得						12,345円		1,234円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						222,140円		25,813円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						159,440円		9,864円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						171,785円		11,098円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						121,430円		7,603円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						133,775円		8,837円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						113,420円		7,118円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						125,765円		8,352円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						75,410円		4,757円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						87,755円		5,991円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						37,400円		2,356円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						49,745円		3,590円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						-1,400円		-84円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						10,945円		1,150円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						-1,400円		-84円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						10,945円		1,150円	
控除 内 容						控除 金額		控除 税 額	
基礎控除						38,010円		2,281円	
社会保険料控除						12,345円		765円	
住宅ローン控除						12,345円		765円	
合計						62,690円		3,811円	
課税 内 容						課税 金額		課税 税 額	
給与所得						-1,400円		-84円	
雑所得						12,345円		1,234円	
合計						10,945円			

年収の壁に該当する方・しない方

該当する方

- 事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動を事業主が証明できる

- 事業主の人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動を事業主が証明できる

↓
証明できる

該当しない方

- 「雇用契約書」等による年間収入の見込み額が130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上の契約になっている
- 特定の事業主と雇用関係にない(自営業、フリーランスなど)
- 時給の改定(増額)、手当の増加による給与増額

- 「雇用契約書」等による年間収入の見込み額が130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上の契約になっている
- 特定の事業主と雇用関係にない(自営業、フリーランスなど)
- 時給の改定(増額)、手当の増加による給与増額

令和7年8月1日付で扶養抹消となりますので、「異動届」と「保険証」または「資格確認書」をご提出ください。

下記①～③をご提出いただくことで、一時的な収入変動に該当するかを確認します。

- ① 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
- ② 「雇用契約書」等、事業主との契約で「収入見込み額が確認できる書類」
※時給・日給・月の労働時間・勤務時間が確認できるもの
- ③ 令和6年1月～令和6年12月 12ヵ月の「給与明細書」
※年間の途中で転職されている場合は、すべての「給与明細書」が必要



- 書類を確認の上、総合的に判断しますので、事業主の証明をもって認定継続と判断されるものではありませんので十分ご注意ください。
- すべての書類が揃わない・期日までに到着しない場合は、令和7年8月1日付で扶養抹消となります。

[年収130万円の壁についての関連サイトおよびお問い合わせはこちら](#)

関連サイト

厚生労働省ホームページ
年収の壁・支援強化パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

スマホはこちらから



年収の壁に関するお問い合わせ先

年収の壁突破・総合相談窓口(厚生労働省)

0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません)